

第4回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成27年11月30日（月） 午後2時00分～午後3時10分
場 所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員長、片根稔委員、青柳庄一委員、佐藤一義委員、津野田久江委員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、大沼ヨシ子委員、保沢明委員、橋本幸昌委員（代理 高山絵津子）、福田一也委員
欠席委員	隅谷サヨ子委員、本多絵美委員、坂本順子委員
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、松本泰子主幹、木村みどり副主幹
傍聴者	－

○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第3回委員会会議録の確認について
 - (2) 第二次下野市消費生活基本計画（案）について
 - (3) 下野市消費生活条例の検討について
 - (4) その他
- 4 閉会

○開会

（事務局） ただいまより第4回下野市消費生活検討委員会を開会する。

○委員長あいさつ

（事務局） 委員長からごあいさつをお願いしたい。

（白石委員長） いよいよ今回で4回目の委員会となる。皆様と共に検討しているこの「消費生活基本計画」は、今回の決定を受けて、この後パブリックコメントに付され、最終的には1月くらいに確定ということになるかと思う。この委員会での検討は、実質的には今日が最後になる。この計画自体の位置づけをもう一度言わせていただくと、「消費者行政の方向性やその推進に必要な事項を定める」ということであるが、果たしてそのとおりになっているのかどうか、皆様のご経験に基づきチェックしていただきたい。

（事務局） 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を、白石委員長をお願いする。

（白石委員長） 最初に、会議成立、会議録署名人について確認させていただく。

本日の欠席委員は3名であり、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、会議は成立する。

本日の会議録署名人は、名簿順で、河又委員、生井委員にお願いする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局に配布資料の確認をお願いする。
(事務局) [配布資料の確認]

○議事

(1) 第3回委員会会議録の確認について

(白石委員長) 議題1について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) 第3回委員会の会議録については、事前に配付し確認していただいた結果、修正等のご意見をいただいたため、修正後の会議録を配付させていただいた。修正箇所について説明させていただく。

[修正箇所について説明]

委員の皆さまにご確認いただき、この内容で確定させていただきたい。

(白石委員長) どちらも形式的な修正点であるので、議事録はこの内容で確定してよろしいか。

それでは、次の議題に移る。

(2) 第二次下野市消費生活基本計画(案)について

(白石委員長) 議題2について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) [第二次下野市消費生活基本計画(案)について説明]

(白石委員長) 事務局から修正点についてご説明いただいたが、一言私から付け加えさせていただく。法律の説明については、私の方で調べて直させていただいた。最近制定された法律については、第1条に目的が書かれており、その第1条の内容をもう少しわかり易くする形で直したつもりである。

それでは、第二次下野市消費生活基本計画(案)について、皆様からご意見・ご質問はあるか。

それでは私の方から先に、言わせていただく。P15「イ 消費者被害に関する情報提供等の強化」のところで、「消費者被害の拡大を防止するため、商品・サービスの契約等に関する被害情報や、製品事故等に関する情報を、ホームページ、メール配信等を活用し、広く消費者に情報発信します。」と、「情報」という言葉が重なっているため、後ろの「情報」を消した方が良いと思う。そうすると「情報」と「発信します。」が少し離れてしまうが、「ホームページ、メール配信等を活用し、」を前に持って来るようにすれば、自然な文章になると思うのでよろしくお願ひしたい。

それでは、委員の皆様からも、何かご質問・ご提案などあるか。

もちろん、前回の修正箇所のみならず全てのところから、「ここを直した方が
良い」という部分があれば、ご提案いただきたい。

(津野田委員) まず1点は、「取り組み」は「り」と「み」を抜いて「取組」とするとい
うことであるが、P 16・4行目の「取り組み」は直さずにこのままで良いのか。

(白石委員長) ここは動詞なので、このままで良いと思う。市の文章では、名詞は「取組」
で統一されているということであり、動詞はこのままでよろしいかと思う。

(津野田委員) もう1点は、P 3 (3)下野市における消費者行政の取組の4行目に「消費者
行政の推進に努めてまいりました。」とあり、その後「また、平成24年4
月に、…… 具体的な消費者施策の取組を行っています。」と続くが、「消費
者行政の推進に努めています。」という言葉に直してはいかがか。

(白石委員長) 消費生活センターを開設したのは平成20年4月で、この後半部分につい
ては、当然今も「努めている」ということであり、津野田委員が仰るとおりで
ある。どのように表現したらよいか難しいが、後回しにはできないので、こ
の場で決めたい。過去の取組を振り返っているということなので、過去形
のままでも大丈夫かと思うが、そうすると「また、平成24年4月に」から
の文章も過去形でなければおかしいということになる。

(津野田委員) もしも過去形のまま「努めてまいりました。」とするならば、「また、さらに
平成24年4月に」ということで「さらに」を加えてはいかがか。

(白石委員長) もしくは、ここで過去の取組を振り返っているのであれば、「平成24年4月」
からの文章を「具体的な消費者施策の取組を始めました。」としてはいかがか。
しかし、そうすると、今まで取組を始めていなかったのかということになっ
てしまうのか。「その計画に基づく消費者施策の取組をそこから始めた」とい
うことなのだから、これで良いのかとも思うが、事務局の考えはいかがか。

(事務局) 「平成20年4月、…… 努めております。」とし、「また、さらに、」と続け
てはいかがか。

(白石委員長) 18年、20年、24年と時系列的に説明しているので、いずれにしても文
章として違和感があると思う。

(津野田委員) 「消費者行政の推進に努めてまいりました。」の部分を削除して、文章をつな
げてはいかがか。

(佐藤委員) 「(3)下野市における消費者行政の取組」については今までの取組というこ
とで、全て過去形にしてはいかがか。それで、「2. 計画の位置づけ」で未来へ
ということにしてはいかがか。

(白石委員長) 全体的な位置づけとしてはそう思う。

それでは、この部分については、津野田委員と佐藤委員の意見を踏まえ、改
めて冷静に考え適切な表現に直すということで、私と事務局にお任せいた
だいてよろしいか。

他の点で何かご意見はあるか。

その他、特に修正点のご意見等が無いようであれば、このままパブリックコ
メントに付すという形で対応させていただく。ただ、先程も申したように、
津野田委員からご指摘いただいた箇所については、私と事務局とで相談しな

から適切な表現に直させていただいた上で、パブリックコメントに付させていただきます。皆様からの承認については、パブリックコメントの後で改めていただく形になると思うので、よろしくお願ひしたい。

それでは以上で、「第二次下野市消費生活基本計画（案）について」の議題は終了させていただきます。

（３）下野市消費生活条例の検討について

（白石委員長） 議題３について、事務局に説明をお願いします。

（事務局） [資料２を基に、栃木県内における消費生活条例制定状況について説明]

県内で消費生活条例を制定している市町はまだ少ない状況で、１４市１１町のうち、わずかに５市のみである。

[消費生活条例について、市の考えを説明]

市では、平成１８年１０月に消費生活相談窓口を設置、多重債務者の救済を目的とした相談事業を開始した。その後、平成２０年４月に消費生活センターを開設、また、平成２４年４月に消費者の自立を目標として策定した「下野市消費生活基本計画」に基づき、消費生活相談事業を中心に、具体的な消費者施策の取組を行ってきた。そして現在、本委員会において、消費者を取り巻く状況の変化に合わせて計画を見直し、第二次計画の策定を進めているところである。このような状況の中、市では、消費生活基本計画に基づき行ってきた様々な取組をより一層明確にし、更なる充実に向けて積極的に消費者行政を推進していくためにも、消費生活条例の制定が必要であると考えている。

（白石委員長） 事務局から、条例制定に関する市の考え等についてご説明いただいた。

最初に、この委員会の位置づけについて、確認させていただく。この委員会の設置条例の第２条によると、計画の策定のほか、消費生活条例の検討について調査・審議し、その結果を市長に報告することが、この委員会の職務とされている。このため、そもそも条例を制定すべきかどうか、条例が必要であればどのような条例を制定すべきなのか、これらについての検討結果を市長に報告したい。もちろん条例そのものは、最終的に市長が議会に提出して制定されることになる。

では、条例制定について、何かご意見・ご質問はあるか。

まずはそもそも、条例を制定すべきかどうかという点が一番問題になるかと思うが、その点についていかがか。

（福田委員） 事務局に確認させていただく。消費者を守る法律はいくつかあると思うが、敢えて市で条例を制定して消費者保護をより一層進めなくてはならない理由とか、現行法では対応できない部分があるから条例を制定するなどといった考えがあるのか。例えば条例を制定するという事は、違反者を取り締まるということも当然あり得ることだと思うが、その罰則規定についても考えて

いるのかという点をお尋ねしたい。

(白石委員長)

事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

福田委員が仰るように、条例制定というと、まずは現行の法律や県の条例で対応できない部分があるのかどうかを考えるとと思うが、現在市として行っている施策の内容としては、また市で行える部分としては、条例が無くても今のままで対応できると思う。確かに、事業者に対する指導・勧告・公表、また罰則といった部分については、県の協力なくしては市の体制では対応できないのが現状である。その部分については、「県に協力いただきながら」とか、そういった内容を盛り込んで明文化していければと考えている。また、条例制定の主な目的としては、消費生活基本計画もあるので、この計画に基づいて消費者行政をより一層推進していく、より一層充実していくということを宣言することと考えている。

(白石委員長)

私からも一言言わせていただくと、まだ具体的に調べたわけではないが、条例がないからといって何らかの措置がとれないということは基本的にはないと思う。ただ、条例があることによって、消費者行政に力を入れているというアピールもできるし、市がより積極的に対応するようになるのではないかと思うので、私個人としては、作れるのなら作った方が良いのではないかと考えている。

その他の点で何かご意見はあるか。

(事務局)

今回、条例についてはたたき台など資料をお出ししていないので、ピンとこない部分もあると思う。先程委員長が仰ったように、当然法律に基づいて施策を進めていくのだから、基本的には条例が無くてもやっていけるが、市の取組をより明確化していくために、市としては条例を作る方向で考えており、この委員会で検討していきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。本市としての条例はどうあるべきか、次回はたたき台となる案を提示したいと考えているので、それにより皆様に議論していただきたい。

(白石委員長)

事務局から意見があったように、何かないと議論しづらいということもあるので、どのような条例案が良いか、次回以降に議論していきたいと思うがよろしいか。

それでは、かなり大変な作業になると思うが、事務局には、県や他の市町村の条例を参考にしながら、条例案のたたき台を作成していただくようお願いしたい。

条例の件について、他に何かご意見はあるか。

その他今日の議題すべてについて、何かご意見はあるか。

(3) その他

(白石委員長)

それでは、最後に、事務局から何かあるか。

(事務局)

先程白石委員長からお話があったように、これまで4回の会議を開催し、内容の検討としては3回の会議において検討いただいた。これまでの検討内容

を「第二次下野市消費生活基本計画（案）」として、明日12月1日から28日までの間においてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集させていただく。

パブリックコメントの結果については、来年1月に開催予定の第6回委員会において報告させていただき、皆様にご意見をいただきたいので、よろしくお願いしたい。

なお、次回の会議は12月18日(金)午後2時からの開催を予定している。年末でご多忙の折とは思いますが、ご出席くださるようお願いする。次回の会議では、消費生活条例（案）を提示させていただき、ご意見をいただきたいので、よろしくお願いする。

(白石委員長) これでは本日の議事はすべて終了した。
それでは、進行を事務局へお返しする。

○閉会

(事務局) 以上をもって第4回下野市消費生活検討委員会を閉会する。

以上